

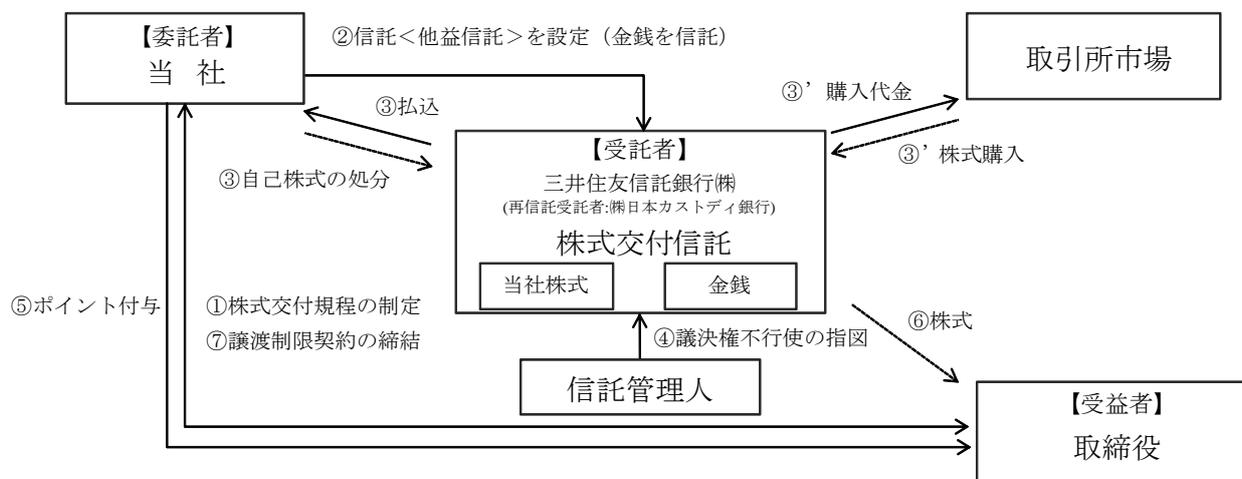
2. 変更後の本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2018年8月に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度であり、この仕組みについては変更はありません。

取締役が当社株式の交付を受ける時期は、前回総会決議による仕組みでは退任時としておりました。本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、職務執行の対価として取締役が付与するポイントに応じた当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間につき譲渡制限を付けるものとします。

<本制度の仕組みの概要>



- ①当社は、取締役会決議により、取締役を対象として株式交付規程を制定します（なお、今回は、変更後の本制度に対応する株式交付規程を取締役会決議により制定することを予定しています。）。
- ②当社は 2018 年 8 月 24 日に設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、受託者に当社株式の追加取得資金としての金銭（ただし、株主総会の承認を受けた範囲内の金額とします。）を追加信託します。
- ③受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。ただし、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。なお、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。
- ⑦交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 本信託に対する金銭の信託

本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記(5)のとおり、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含み、以降も同様とします。）を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本信託の受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 対象期間及び信託期間

本信託は、当初は信託期間3年間（2018年8月24日から2021年8月末日まで）として設定し、その後、信託期間を3年間（2024年8月末日まで）延長していますが、今回、さらに3年間（2027年8月末日まで（予定））延長します。ただし、下記(4)のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を3年間延長するとともに、変更後の本制度に基づき取締役へ交付するために必要な当社株式の取得資金として、かかる延長分の信託期間（3年間）中に、合計90百万円を上限とする金銭を追加信託することとします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含み、以降も同様とします。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても株式報酬制度を一部変更したうえで継続する場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間中に、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の信託期間の年数に30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします）。

また、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、本議案による変更前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

なお、既に当社は、前回総会決議に基づき、本議案による変更前の本制度運用のために、監査等委員会設置会社移行前の取締役（社外取締役を除きます。）に交付するために必要な株式取得資金を本信託に拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を取得しておりますが、当該当社株式が、本議案による変更後の本制度に基づく交付として本信託から監査等委員会設置会社移行後の取締役（社外取締役を除きます。）に対して交付されることがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（2025年3月期から2027年3月期までの対象期間については、中期経営計画において掲げている

「EBITDA」、「ROE」、「CO₂削減目標値」、「従業員エンゲージメント係数」の業績目標を採用することを予定しております。）の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり80,000ポイントを上限とします。

なお、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合であっても、本定時株主総会以前の期間における職務執行の対価として、本議案による変更前の本制度に基づき、前回総会決議の範囲内で取締役にポイントを付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③のとおり、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイントに応じた当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、

1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度、本信託の受益権を取得し、各ポイント付与日の同事業年度内に、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本議案による変更前の本制度に基づき本定時株主総会終結日以前の期間における職務執行期間の対価として付与されたポイントに応じた当社株式については、前回

総会決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取り扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案による変更後の本制度に基づき付与されたポイントに応じて交付される当社株式については、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- (1) 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- (2) 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること。
- (3) 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年8月24日
信託の期間 (延長後)	2018年8月24日～2027年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上